

## 2021 年度自治体要請キャラバン

# 社会保障の拡充を求める要望書 回答書

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

##### ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

###### 【回答】

現在、応能割と応益割の割合は、概ね7対3となっております。

低所得者層の負担に配慮しながら、応能応益割合についても慎重に検討してまいります。

##### ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

###### 【回答】

町では、18歳以下の国保加入者のうち3人目以降のかたの均等割を減免する制度を平成31年度課税分から行っており、子育て世代の負担軽減を図っております。

なお、国民健康保険は、加入者の減少、低所得者・高齢者の加入割合が多く、財政面では依然厳しいものがあります。国保税の「賦課方式」「税率」など、全体的な見直し・検討を進めていかなくてはならないと考えております。

##### ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

###### 【回答】

国保税をはじめとする法定財源及び町負担に係る法定繰入金を財源として制度維持を図っております。一般会計からの法定外繰入については、これに不足が生じたやむを得ない措置として行なうものです。

ご理解をいただきたいと存じます。

##### (2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

減免制度につきましては、リーフレットを納税通知書に同封、広報紙などで周知をしているところであります。保護の基準等の規定する基準生活費等を総合的に判断して行っています。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

今年度の新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免につきましては、国および県からの財政支援が正式に決まり次第、速やかに実施したいと考えております。広報紙に減免制度のお知らせを掲載するなど、広く周知をまいります。

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免については、その要件を規則において定めています。被保険者からの申出ごと、それぞれの個別の事情を確認しながら対応していきます。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

国保主管課窓口において、他の申請と同様に記入方法など懇切丁寧に対応し、被保険者が困惑することのないよう努めます。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

医療機関に申請書を置くことによって、会計窓口での支払時に誤解を招くことも懸念されま。慎重に研究してまいります。

**(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

個々の納税者の実態を的確に把握し、対応することが重要だと思われ。福祉部門との連携が最も重要だと思われ。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

徴収事務は、法令に基づき適正に執行しております。財産等の差押えについては、担税力・家族構成・資産の状況を把握し執行を行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

徴収事務は、法令に基づき適正に執行しております。財産等の差押えについては、担税力・家族構成・資産の状況を把握し執行を行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

徴収事務は、法令に基づき適正に執行しております。財産等の差押えについては、担税力・家族構成・資産の状況を把握し執行を行っております。

#### (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

国保加入者の国保税負担の公平性を図るため、徴収対策強化は必要と考えます。滞納者の状況を把握し、納付資力のある方については、より多くの折衝機会を持つ目的から、短期被保険者証、資格証明書の交付は必要な措置であると考えます。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

①のとおりです。被保険者からの申し出等には懇切丁寧に対応します。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

①のとおりです。被保険者からの申し出等には懇切丁寧に対応します。

#### (6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021 年アンケート結果によれば 2020 年度は 44 市町で 277

人が申請し 272 人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を 2021 年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】**

傷病手当金の支給は 2021 年度も実施します。被用者保険に準拠した傷病手当金に係る条例改正については、今後、研究してまいります。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**

機会をとらえて県へ意見するとともに、情報収集に努めてまいります。なお、「支給対象者には青色事業専従者及び白色事業専従者も含まれる」と示されています。

### (7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】**

「公募」については、検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

当町の国保運営協議会については、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員で構成され、また町内の各地区から選任し、町民の意見を反映するよう努めています。

### (8) 保健予防事業について

2020 年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】**

本人負担はありません。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】**

当町では、ガン健診と特定健診が同時に無料で受けることができます。

- ② 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答】**

年 2 回、受診勧奨の通知を送付します。未受診の方のタイプに応じて通知内容を変えるなど効果的・効率的な受診勧奨を行います。また窓口で声かけをするなど、積極的な受診勧奨を行っています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報は適正に管理しています。

## 2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

国の動向を注視し、慎重に対応してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者の保健事業と介護予防の実施に基づく計画を基本として、適切に支援してまいります。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

関係部署における定期的な協議、調整の上、事業の充実を図ってまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健診は無料で実施しており、人間ドックには国保と同額の補助金を交付しています。また、ガン検診を無料で実施することもできます。なお、歯科健診は平成28年度から後期高齢者広域連合が実施主体となり、当該年度75歳及び80歳の被保険者を対象に無料で実施しています。

## 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

町独自の対応は困難ですが、埼玉県町村会等を通して対応を検討します。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

秩父地域では、ちちぶ定住自立圏構想に基づき「ちちぶ医療協議会」が創設され、医師や医

療職確保の取組をはじめ、様々な地域医療に関する取組みを行っています。

#### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

人員体制の強化に向けて、適切に対応します。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

保育所に対しては、毎年検査を行い指導監督に努めています。特に許可外保育施設については、年1回立入検査を行っています。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

高齢者又は基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患）のある方を対象に、1人につき1回限り、検査費用の助成（PCR検査20,000円 抗原検査7,500円）を行っています。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

1市4町と医師会で連携して進めております。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体（平均年額5,255円増）がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険料の見直しにつきましては、次期介護保険事業計画で必要なサービス量を見込み適切な額を算定してまいります。

### 2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

2020年度の減免状況につきましては、6名に対し、合計446,200円の保険料の減免を実施いたしました。2021年度も減免を実施いたします。町広報誌7月号等に関連記事を掲載し、広く住民への周知を行います。

**3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

**【回答】**

高齢者介護サービス自己負担金補助金制度により、第1段階から第3段階の利用者負担額の助成を行っています。

**4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

**【回答】**

利用料限度額の上限を超えた分についての独自助成は厳しい状況です。要介護度区分の変更申請など適切に対応してまいります。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】**

サービスの利用につきましては、負担割合が上がったため必要なサービスを抑制することとしないよう、介護支援専門員等と連携して対応してまいります。

**5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難にならない助成制度を設けてください。**

**【回答】**

食費と居住費の町独自の助成制度は考えていません。

**6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。**

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】**

昨年度、外出自粛の影響からか、一部のサービスにおいて利用者が減少して困っているといった相談をいただき、地域包括支援センターにおいて話を聞くなどの対応をいたしました。今後も事業者からのこのような相談に対しては、商工部門とも連携し丁寧に対応してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答】**

国から支給されるマスクと手袋について、事業所ごとに必要な枚数を町から提供しています。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

**【回答】**

新型コロナウイルスワクチン接種は、秩父地域1市4町が連携して行っています。高齢者施

設の入所者及び従事者については、一般の65歳以上の高齢者に先行して5月6日から優先接種を開始し、通所サービス利用者については、一般の65歳以上の高齢者と同じスケジュールで接種を行っています。

公費によるPCR検査につきましては、昨年度、施設従事者を対象とした唾液採取による簡易検査を実施しました。これ以外では、昨年度から引き続き65歳以上の方と基礎疾患を有する方を対象としたPCR検査と抗原検査に要する費用の助成を行っています。いずれも1人1回限りで定期的な検査は、現時点では考えていません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームや小規模多機能施設について、町が直接施設を整備する計画はありません。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

昨年度、社会福祉主事を配置しました。今後につきましても体制の充実を図ってまいります。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

国から支給されるマスクと手袋について、事業所ごとに必要な枚数を町から提供しています。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

昨年度から引き続き65歳以上の方と基礎疾患を有する方を対象としたPCR検査と抗原検査に要する費用の助成を行っています。いずれも1人1回限りで随時の検査は、現時点では考えていません。感染者に対しては、保健所と連携して適切に対応してまいります。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

適切に対応してまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナウイルスワクチン接種は、秩父地域1市4町が連携して行っていることから、当



町単独で障害者に対して優先接種することは困難な状況です。施設入所者については、入所施設で接種できるよう対応してまいります。

## 2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

### 【回答】

秩父地域では障害者自立支援協議会を中心に地域課題を協議しており、障害者地域生活支援拠点事業についても、同協議会の意見を踏まえて対応していく考えです。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

### 【回答】

秩父地域では障害者自立支援協議会を中心に地域課題を協議しており、障害者地域生活支援拠点事業についても、同協議会の意見を踏まえて対応していく考えです。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

### 【回答】

適切に対応してまいります。

## 3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

### 【回答】

町内の入所施設は民間施設が1か所です。施設入所者の地域移行を促進する観点からもグループホームなどのサービス提供体制の整備の必要性については認識しておりますが、財政的な面から町が直接施設を整備する計画はありません。機会をとらえて事業者等への働きかけを行ってまいります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

### 【回答】

福祉課を中心として総合相談に対応する体制を整えています。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

### 【回答】

帰省しているケースは把握しています。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できること

につきましては、事業所とも調整し適切に対応してまいります。

#### 4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】**

支援が必要な人に必要な支援を行っていくため、また、制度を存続していくためには、一部制限を設ける必要があると考えます。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】**

秩父地域内では、すでに現物給付が実施されています。更なる広域化については、県が主導すべきと考えます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

**【回答】**

県事業の中で実施しており、機会をとらえて県へ働きかけてまいります。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※**脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**【回答】**

医療機関への啓発は、広域的な対応が必要と考えます。

#### 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】**

実施済みです。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】**

県補助では自己負担 950 円/1h ですが、町単補助で利用料自己負担を 500 円/1h にし、最大 450 円の差額を補助しています。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

今のところ見直しの予定はありません。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

他の事業と調整のうえ検討します。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

機会をとらえて県に働きかけてまいります。

## 6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

初乗り料金の改定を受け配付枚数を増加しています。補助券については、県協議会での検討事項となります。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本制度の見直しの予定はありません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

機会をとらえて県に働きかけてまいります。

## 7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

これまで、地震ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成し毎戸配付しております。今年度は埼玉県の水害リスク情報図に基づき、洪水ハザードマップを新たに作成し、毎戸配付いたします。避難行動要支援者の避難については、福祉部局と調整し、今後進めてまいります。

これまで避難所の段差には、スロープを設けるなどしてまいりましたが、すべての避難場所のバリアフリー整備についても検討します。

また、各避難所には、極力保健師を配置するようにし、要支援者に不便がかからないように避難所の運営を行います。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所については、すでに2か所整備されていますが、埼玉県の指針や近隣の自治体の動向等を踏まえながら、福祉部局や福祉避難所と調整し、今後進めてまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

現状、避難所以外に避難をしている方についての情報をすべて把握しきれていませんので、今後の課題として検討します。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

福祉部局や民間団体と調整し、今後検討します。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

限られた職員での対応となりますが、自然災害担当部局及び、感染症担当部局と協力し適宜対応を行います。

## 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

予算につきましては、福祉に限らず限られた財源の中で、それぞれ所要額を確保してまいります。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

待機児童はいません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

受入れ児童の増員は行っていません。年齢別児童総数は次のとおりです。

0歳児 12人、1歳児 17人、2歳児 36人、3歳児 35人、4歳児 37人、5歳児 39人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

当町に待機児童はいませんので、施設の整備計画はありません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

必要な支援が受けられるよう努めます。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

移行する施設がある場合は適切に対応します。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染対策に留意しながら保育を実施するために必要な経費（割増賃金や非常勤職員を雇い上げた場合の賃金等）やマスク、消毒液等に係る経費の助成は考えておりますが、少人数保育のための予算増額については、現時点では考えておりません。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

国による処遇改善が進められております。また、保育士確保に向け適切に対応いたします。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持

った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

当町では、満3歳以上で、同一世帯に15歳未満の子どもが3人以上いる場合は、第3子以降の副食費は免除となります。

## 5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育所に対しては、毎年検査を行い指導監督に努めています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

適切に対応していきます。

【学童】

## 6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

待機児童がいないため施設整備の計画はありません。

## 7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

学童保育所運営者へ各事業の情報提供を行うとともに、実施に努めております。

## 8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

当町に公営クラブはありません。

**【子ども医療費助成】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引き続き継続してください。

**【回答】**

すでに実施しています。今後も継続していきます。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】**

機会を捉えて県へ働きかけていきます。

**5. 住民の最低生活を保障するために**

**1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。**

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

**【回答】**

申請者の立場に立って必要な情報提供をまいります。

**2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。**

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

**【回答】**

生活保護申請に係る扶養照会は、保護の実施機関である埼玉県の所管事項です。町といたしましては、面談時に申請者から扶養照会を望まない申し出があった場合は、その理由と合わせて福祉事務所に申し送りしています。

**3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄

のある書式にしてください。

【回答】

生活保護の決定は県福祉事務所が所管しています。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

生活保護のケースワークは県福祉事務所が所管しています。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあつせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

県福祉事務所と連携し適切に対応してまいります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

関係機関と連携し適切に対応してまいります。

以上